

第4回市民自治推進会議

会 議 録

日 時：2020年11月5日（木）午前10時開会
場 所：札幌市役所本庁舎 12階 2号会議室

1. 開 会

○事務局（柴垣市民自治推進課長） 定刻となりましたので、ただいまから、第4回市民自治推進会議を開催いたします。

本日は、朝早くからご参集いただき、誠にありがとうございます。

さて、前回、8月24日に開催いたしました第3回会議では、第1回から第2回の会議の内容を踏まえて、市民参加条例の在り方について議論していただいたところでございます。第4回目となる今回からは、自治基本条例第31条と32条に定めがありますとおり、札幌市の施策や制度が自治基本条例の趣旨に沿ったものとなっているか、評価をいただくとともに、条例の規定自体についても見直すかどうかの検討を行っていただきたいと思いますと考えております。

本日は、評価、見直し作業で使用する資料や、今後の推進会議での作業工程案について事務局よりご説明させていただいた上で、条例の章ごとにご検討いただきたいと思いますと考えております。

また、会議の最後には、例年開催しております市民自治を考える市民ワークショップについての今年度の討論テーマをどう設定するか、委員の皆様からご意見をいただきたいと思いますと思っております。

ここで、傍聴席におられる皆様にお知らせいたします。

本会議場内における写真撮影や録音、録画につきましては、この後、座長の進行による議事に入ってからのご遠慮いただくことになりましたので、よろしく願いいたします。

それでは、石黒座長、どうぞよろしく願いいたします。

2. 議 事

○石黒座長 皆さん、おはようございます。

それでは、議事を進めさせていただきたいと思えます。

今日は4回目で、前回の会議でお話ししておりますが、市民参加条例の在り方につきましては、前回の段階で会議の方向性を確認させていただきましたが、提言書でどういうふうにするかという内容まで確定した訳ではありません。この先、各条項について検討していく中で、特に、第21条にはまさに市民参加についての条文がありまして、そこでの取組等についても検討していくこととなりますが、その際、前回までの議論を振り返る形で確認しながら議論をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それではまず、お手元の次第に沿って、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○事務局（植木推進係長） 市民自治推進課推進係長の植木です。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、事務局より、自治基本条例に係る検討をしていただくために準備した資料1から3についてご説明させていただきます。

まずは、自治基本条例の各条文についての評価・検討を行うための作業シートという位

置付けであります、資料1の札幌市自治基本条例の現状評価、課題についての概要をご説明いたします。

初めに、この資料の構成についてご説明します。

表の一番左側の欄には、自治基本条例の条文を掲載しています。

左から2番目の第3次市民自治推進会議における評価の欄には、平成28年度に取りまとめた、第3次市民自治推進会議の報告書に挙げられていた自治基本条例の条文や市の施策に関する評価やご指摘を掲載しています。

次に、右から二つ目の各条項に関係する主な取組・条例等の欄には、対応する条文に関して市が行っている、または行ってきた取組を掲載しています。なお、関係する条例等の「等」とは、条例のほかに規則や規定類、その他マニュアルや手引、プラン、計画物なども含めており、それらを記載しております。

最後に、一番右の現状評価・課題抽出の欄は、自治基本条例の各条文について、委員の皆様にご議論いただく内容を踏まえて、現状の評価や課題について記載していきます。今はまだ何も議論していませんので、全て空欄となっています。今後、各回の会議でのご意見等の内容をこの欄に書き足していく形で、条例の見直しや施策評価における作業シートとして使っていくことを想定しています。

従いまして、次回の第5回会議以降もこれと同じ形式のものを毎回配付していく予定であり、その都度、前回会議の議論で出た意見や評価を反映した、最新のものに更新した内容となります。

続いて、資料の記載内容についてご説明させていただきます。

まず、資料の1ページ目の前文でございますが、第3次会議においては、市民に身近な事柄に関する記述が薄く、近年、市民の意識が高まっている、防災についての表現を盛り込むべきかという検討がなされました。これについては、前文に全ての事柄を盛り込むことはできないため、各条項において取り組んでいくべきとの結論になりました。

なお、表の右側に条例全体に関わることとしまして、市民インターネットアンケート調査の結果として、自治基本条例の認知度、市民自治を進めるための取組の必要性、近所等で問題が起きたときにどのような行動を取るかといった設問の結果を掲載しています。

3番目のアンケート結果についてですが、問題が起きたときに、まずは市民自らで解決しようとする方が一定数いることから、市民自治の意識が表れていると捉えられます。

また、ページの下段の第1条には、第3次会議の評価として、条例の認知度や市民に市政やまちづくり活動に関心を持ってもらうための周知の必要性などが挙げられています。

続いて、2ページ目をご覧ください。

第2条で定義している「市民」の考え方について、第3次会議では、現在は含まれていない市内に不動産を所有し、納税しているだけの方についても、条例で言う「市民」に含めるべきだという検討がされておりました。結果として、こうした方は含めずに、現行の定義のままにするとされています。

続いて、3ページ目をご覧ください。

第8条の市民の責務に関しまして、第3次会議では、市民により積極的にまちづくりに参加してもらうため、市は情報提供や市民参加制度の整備、周知に努める必要があるとされ、また、市民の側も市に対してどんな協力ができるかという視点を持つべきという評価がなされました。

参考として、右側の欄に、市民のまちづくり活動についての関心度合いやまちづくり活動に参加しにくいと感じる理由についてのアンケート結果を掲載させていただきましたので、ご覧ください。

続いて、4ページをご覧ください。

上段に記載の第9条、事業者の責務に関する取組でございます。

この項目については、最近始めた新しい取組が含まれておりますので、後ほど、資料3を説明する際に改めてお話しさせていただきます。

次に、5ページをご覧ください。

上段に記載の第13条、市長の役割及び責務ですが、こちらにつきましても、後ほど資料3を説明する際に改めてお話しさせていただきます。

次に、ページ中段に記載の第14条と第15条についてです。

第14条では、職員の責務として、全体の奉仕者としての職務遂行義務と市民自治によるまちづくり推進に必要な能力の向上に努めることを規定しており、第15条では、市長等が職員の職務能力の開発等により、市民自治によるまちづくりを推進する職員の育成に努めることを定めています。

第3次会議では、市職員の責務として、地域活動に率先して参加すべき旨の内容を条例に加えるべきか否かについて検討が行われましたが、職員も一市民であり、市民と同じ立場で参加を求められているものと考えられるべきという見解となっております。

ただし、地域におけるまちづくり活動に、市職員が参加することによるメリットや職員も市民の一人として地域活動に積極的に参加すべきということにも触れているところです。

また、第15条では、主に職員の育成に係る取組となりますが、札幌市で新たに採用した職員は、一部の例外を除いて、半月程度の研修を行ってからそれぞれの職場に配置されております。今年の春は、コロナ禍により、新採用職員研修は、事前に講師の話を撮影した動画による実施や職場訪問系の実習が中止になるなど、変更を余儀なくされました。例年は、研修の科目の一つとして、自治基本条例に関する座学の研修や、まちづくりセンターに関する座学などがあり、実際にセンターを訪問して、地域の方の話を聞くなどの実地研修も行っているところです。

次に、資料の6ページをご覧ください。

6ページから8ページにかけては、第5章の行政運営の基本として、札幌市が行政運営を行う際の基本事項が書かれています。

第3次推進会議では、この章については、報告書上、評価・指摘等の言及はありません

でしたが、札幌市の行政運営の根幹に関わる条文であると考えているところです。

今回ご用意したのは、本日議論を予定している部分の第5章までの条文であり、後半の条文については、次回以降に改めて資料をお渡しする予定でございます。

今後の検討作業に関する進行スケジュールにつきましては、改めて資料2の部分でご説明いたします。

資料1につきましては、以上でございます。

○石黒座長 ありがとうございます。

ただいま、資料1についてご説明いただきました。

今の説明やこの件に関わることについて、ご質問がございましたらご発言いただければと思います。

大量なので、全体像が入らないかもしれませんが、見られた範囲や説明のあった範囲などについてお願いします。

○皆川委員 皆川です。

今、資料3で後ほど説明されるというお話があったので、それについて確認したいのですが、パブリックコメントの扱いは、第4章の市長及び職員の項目に該当すると考えていいでしょうか。

それから、附属機関の扱いについても、市長及び職員の第4章のところに該当すると考えてよろしいですか。

この2点について確認します。

○事務局（植木推進係長） ただいま、資料で確認いたしますので、少々お待ちください。

パブリックコメントにつきましては、第26条の情報提供などに絡むことになると思います。また、附属機関につきましては、第21条に、市長等は附属機関について何々をしなければならないと定めている条文がございますので、こちらも第6章以降で間違いないと思います。

○皆川委員 ということは、今回の範疇ではないということですね。

○事務局（植木推進係長） そのようになります。

○石黒座長 今の説明のとおりですけれども、第5章は行政運営の基本ですので、逆を言うと全部に関わっていく問題でもあります。ですから、パブリックコメントの固有的な問題であれば今お話のあった場所でいいと思います。しかし、基本の部分が問題ということがあれば、今日ご指摘いただいて、議論をしていいと思います。

その中で、そこまでの内容だと後でやったほうがいいのかということもあると思いますので、もし今日の段階でご質問などがあれば、資料を説明いただいた後の議論の中で出していただければと思います。仕切りは今説明いただいた形をお願いいたします。ありがとうございました。

そのほかに、関連することや確認なりたいこと等がありましたらお願いします。

（「なし」と発言する者あり）

○石黒座長 それでは、資料3まで説明していただいた後で、各条項について議論していく中で、何かあればそのときに質問していただければと思います。

資料1についての説明とそれについての質問は一旦終了して、次の資料について説明をお願いします。

○事務局（植木推進係長） 続きます。今後の市民自治推進会議で自治基本条例の検討を進めていくに当たり、そのスケジュール案として、事務局で資料2の市民自治推進会議の作業行程案を作成しましたので、概要についてご説明いたします。

今回、自治基本条例全体を評価の対象として議論するため、条例を一通りさらっていく必要があります。そこで、全部で33条ある条例を章ごとにまとめて議論をしていただきたいと考えております。

左側に条例の項目を並べて記載していますが、条例は前文と第1章から第8章までで構成されております。右側に作業工程の案をお示ししておりますが、本日の第4回会議では、水色の前文から第5章までについて、評価、議論をしていただきたいと考えております。

また、会議の冒頭で市民自治推進課長からも話がありましたが、例年開催している市民自治を考える市民ワークショップについて、今年度の討論テーマの設定についても、最後にお時間を少しいただいて、委員の皆様からご意見を伺いたいと考えております。

第5回の会議では第6章について、第6回の会議では第5回の続きの第6章から第8章にかけて議論をしていただきたいと考えております。そして、第7回の会議では、第6回までの議論を踏まえて、条例全体を対象に市民自治推進会議として提言の方向性をまとめるとともに、条例の見直しや改正の必要性の方向性についての議論もお願いしたいと考えております。

また、第7回の項目の四つ目に、市民ワークショップ結果報告という項目がありますが、これは、例年であれば2月に開催しており、第7回会議を開催する頃には報告書が仕上がっているものと見込んでいます。

そこで、同ワークショップの開催結果につきましても併せてご報告させていただきたいと考えております。

続いて、第8回会議では、それまで議論いただいた内容を基に提言等についての最終的な方向性をまとめていただきたいと考えています。

そして、最後の第9回会議では、それまでの議論を踏まえて作成した報告書について、最終的にご確認いただくことを予定しております。こうした流れにより本会議の議論を進めてまいりたいというものであります。

資料2につきましては、以上でございます。

○石黒座長 ありがとうございます。

ただいまの資料2及びそれについてのご説明に関して、ご質問や確認されたい点など何でも結構ですので、ございましたらご発言をお願いいたします。

（「なし」と発言する者あり）

○石黒座長 資料2に提示いただいている作業工程はあくまでも現在の案で、これを想定しているということですが、議論の経緯や内容によっては少しずれることがあります。ですから、今日はこういう予定だからここを全部終わらせなければいけないので、言いたいことがあったのに言えないということではなく、次回にその続きを議論する形になるということなのです。

それから、先ほども触れましたけれども、今日の部分と後の会議の部分で重なる問題等がたくさん出てくるとお思いますので、そのときに、今日の会議で対象とした部分を議論することがあると思います。ですので、あまりフィックスに考えないで、柔軟に考えていただければと思います。

○宮本委員 宮本です。

市民自治を考える市民ワークショップの意見聴取については、今日だけの時間と書かれていますが、ここから始まっていくので、今日、意見を聞きたいということだと思います。今日の2時間の中で、この市民ワークショップに関してどの程度触れるのかを知っておきたいと思いました。

○事務局（植木推進係長） この会議は12時までですが、その進行については、条例に関する議論を、一旦、11時40分くらいまでとして、それ以降に、市民自治を考える市民ワークショップのテーマについて意見聴取のお時間を取らせていただくことで座長とご相談していたところでございます。

後ほどご説明しますが、資料2にこれまでのテーマの一覧表をつけておりますので、こういったものを見ていただきながら、こんなテーマがいいのではないかなど、現段階では概要で結構ですので、アイデア出しといいますか、ざっくりばらんなご意見をいただければと思います。いただいたご意見については、こちらのほうでテーマ検討の参考とさせていただきますと考えています。

○宮本委員 分かりました。テーマのアイデア出しをするということで、何かを決めるということではなく、意見を出すという時間ですね。

○事務局（植木推進係長） はい。

○石黒座長 どうもありがとうございます。

そのほか、関連して何かございましたらご発言をいただきたいと思います。

（「なし」と発言する者あり）

○石黒座長 ありがとうございます。

それでは、後で何かありましたら、そのときにご質問等をいただければと思います。

次に、資料3についての説明をお願いいたします。

○事務局（植木推進係長） 続きまして、資料3の札幌市における市民自治の主な取組の状況について説明いたします。

札幌市では、自治基本条例の各条項に関係する各種の施策や事業等に取り組んでいるところであり、先ほどご説明した資料1の中で、主な取組等の項目を自治基本条例の条項ご

とに掲載しています。

こうした取組等の中で、前期の第3次市民自治推進会議以降に新しく開始された取組項目等のある条項について、その詳細を整理したのが資料3になります。

それでは、概要についてご説明いたします。

まずは、資料の左上の第9条、事業者の責務です。具体的な条文は、資料1の4ページ目の上段に掲載しておりますので、併せてご覧ください。

資料3の第9条の内容ですが、ここでは、札幌市と事業者の協働の取組について掲載しています。

近年、少子高齢化や核家族化など、社会情勢が大きく変化する中で、札幌市の人口は、今後、減少に転じることが見込まれており、豊かで活力ある地域社会の発展を続けていくために、企業の地域に根差した積極的な関わりは、より一層重要になってくるものと考えております。

まず、さっぽろまちづくりスマイル企業認定制度です。

これは、令和元年7月から始まった新しい取組で、1年度間に一定基準の地域のまちづくり活動に積極的にご協力いただいている企業の皆様をさっぽろまちづくりスマイル企業として認定しております。この認定を受けた企業につきましては、当該企業のまちづくり活動を札幌市公式ホームページ等で周知したり、企業のPRに利用可能な認定マークの付与や活動実績に応じた表彰を行うなどの取組を行っております。

なお、説明文の右側に掲載している図案が認定マークとなります。

令和2年9月末時点で、本制度の認定を受けるために登録している企業は45社で、そのうち認定を受けた企業が41社となっております。札幌市では、さっぽろまちづくりスマイル企業の皆様の活動を広く周知することにより、より多くの企業が地域の一員としてまちづくり活動に参加するきっかけとして、地域コミュニティの活性化につなげたいと考えています。

資料には、従来の取組であるさっぽろまちづくりパートナー協定についても掲載しております。これは、企業と札幌市がまちづくりに関して協力体制を構築するために複数分野のまちづくり施策、事業において、連携協力し合うことを取り決めた包括的な協定で、平成20年度から始まって以来、現在は18の協定を25社と締結しています。協定企業は資料に書いている①から⑱です。

グループ企業の場合は、一つの協定で複数社ということがございますので、協定の数よりも会社の数が多くなっています。例を挙げますと、③は、イオンの本社とイオン北海道、ダイエーということで、一つの協定で三つの会社となっております。

パートナー企業との協定に基づいた取組事例としては、左下に記載のとおり、催事スペースの無料貸出しやポスター掲示等の広報協力、高齢者の見守り活動など様々となっております。

また、右下の点線枠内ですが、各局や各区では企業と個別に連携している事業もござい

ます。平成29年度は307事業、1万2,451社、平成30年度は407事業、1万2,190事業、令和元年度は433事業で1万3,824社となっております。

続いて、資料の左下の枠、第13条、市長の役割及び責務でございます。

こちらについて、自治基本条例の具体的な条文は、資料1の5ページの上段に掲載しております。

条例の第13条第2項では、「市長は、まちづくりについての自らの考えを市民に明らかにするとともに、広く市民の声を聴くよう努めるものとする」と定めており、資料には、市民の声を聞くための各種広聴の取組を記載しています。

これらの取組の概要は、前回までの推進会議で、市民参加の取組をご説明した際にも触れておりましたが、新しい取組として、令和元年度から始まった市長とじっくりトークがあります。これは、市政に関するテーマについて、テーマに関連の深い対話者と市長が率直な意見交換をすることで、対話者からの多様な意見を今後の市政運営の参考とすることを目的としています。

令和元年度は、保育や学生の就職事情、動物愛護のテーマで計3回実施されました。今年度については、コロナ禍の影響により未実施となっているところでございます。

次に、資料の右側の枠の第17条、総合計画等でございます。

具体的な条文は資料1の7ページの上段に掲載しております。

札幌市では、市を取り巻く社会経済情勢の大きな変化に対応するための新たなまちづくり指針の計画体系として、最上位に位置付けられる総合計画である「札幌市まちづくり戦略ビジョン」を平成25年度に策定しています。

計画期間は、平成25年度から令和4年度までの10年間で、目指すべきまちの姿を描いたビジョン編と、主に行政が優先的・集中的に実施することを記載した戦略編で構成されています。

自治基本条例の第17条第2項において、「市は、総合計画の策定に当たっては、市民の意見を反映させるため、その計画に関する情報をあらかじめ市民に提供し、広く市民の参加を得るものとする」と定められております。戦略ビジョンの策定過程においては、有識者や専門家などで構成された審議会での議論に加えて、ワークショップ形式による市民会議、パブリックコメントの実施など、幅広い市民参加の過程を経て策定されています。

また、資料の下段にありますように、令和元年度には、中期計画に位置付けられる「札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2019」が新しい取組として策定されています。

この計画は、上位計画である「札幌市まちづくり戦略ビジョン」を実現するための中期実施計画として、戦略ビジョンとともに総合計画に位置付けられており、札幌市の行財政運営や予算編成の指針となっているものです。

この計画の作成過程においても自治基本条例の考え方に則り、市民ワークショップやパブリックコメントの実施のほか、札幌商工会議所やまちづくりパートナー企業などへ市職

員が出向き、計画案の内容について説明を行うなど、市民参加を経て作成に取り組んでおります。

また、自治基本条例の第17条第3項において、「市長等は、総合計画について、指標を用いることなどにより、その内容及び進捗状況に関する情報を市民に分かりやすく提供しなければならない」と定められており、アクションプラン2019でも、資料に記載のとおり、各施策に応じて指標を設定し、計画の進捗状況について市ホームページ等を通じて市民に公表しているところでございます。

資料3の説明につきましては、以上でございます。

○石黒座長 ありがとうございます。

それでは、資料3及びただいまの説明に関して、質問やご意見、ご確認されたい点など何でも結構ですので、ございましたらご発言をお願いいたします。

○鈴木委員 単純な疑問ですが、第9条のさっぽろまちづくりスマイル企業認定制度ですが、説明によりますと、登録企業が45社、認定企業が41社とあるのですが、登録企業と認定企業の違いについて、もしお分かりであれば教えていただきたいと思います。

○事務局（植木推進係長） 認定企業というのは、実際に認定を受けた企業でございます。

この認定を受けるためのプロセスとして登録の手続をしなければいけないのですが、その登録している企業が45社となっております。

○石黒座長 関連したことや別なことでも結構ですので、ご質問、ご確認されたい点がございましたら、ご発言をお願いいたします。

（「なし」と発言する者あり）

○石黒座長 それでは、各条項について検討するときに、もし何かあればご質問なりご確認なりをしていただければと思います。

資料4までありますけれども、先ほどお話がありましたように、資料4は市民ワークショップについての議題で、11時40分以降になりますので、今日検討することに関わる資料の説明は終わりました。

ここからは、自治基本条例の各条項について見ていながら、委員の皆様からご意見等をお出しいただきたいと思っております。

先ほどの工程案では、まず、今回の会議で自治基本条例の第1章から第5章までについての現状評価や課題出しを行っていくこととされていますので、先ほど説明いただいた資料の内容を参考にしながら意見を出していただければと思います。

議論が活発になり、時間的に第5章まで終わらない状況になった場合は、次回以降に引き続き議論してもよいと考えておりますので、遠慮なくご意見等をお出しいただきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

それでは、まず、資料1の1ページから2ページ目の前文と第1章になりますが、ここは自治基本条例の根幹となっている部分であります。

前文と第1章は、理念的、概念的なものが規定されておりますので、文言の確認などが

中心になるかもしれませんが。条文の内容などを見て感じたことなどがございましたら、率直にご意見をお出しただければと思います。また、あらかじめ確認したいとか、ご質問したいことがあれば、遠慮なくお出しただければと思います。

○柴田委員 柴田です。

第3次推進会議の中で、前文の中に防災を加えてほしいという案が出ていたようですが、結果的に、第2条の安心、安全の推進という中に含まれることになっております。しかし、前文に入れなくても、第2条に、大規模災害対策という辺りの条文が何か欲しいと思います。

○石黒座長 ありがとうございます。

今、第3次推進会議での意見についてのご指摘をいただいたのですが、事務局のほうで、さらに第3次推進会議のときの補足などがあれば伺いたいと思います。

○事務局（植木推進係長） 特にありません。

○石黒座長 それでは、今の点について、ほかの方からご意見やご質問などがありましたら、ご発言をお願いいたします。

前回のときに、池田委員がお話しされたときに、私は、危機管理などの条文が個別にあるので、そちらで議論していくという発言をしたと思うのですが、勘違いをしていました。今の第2条のような条文しかなかったのです。池田委員にお考えがあったのかもしれませんが、私は端的な規定があったと思い、そちらで議論してくださいというようなことを言ったと思います。不正確な記憶で発言してしまい、申し訳ありませんでした。

○池田委員 どの町内会の新聞を見ても防災の記事が物凄く多いのです。コロナ禍の中でも防災士を呼んで講演会をしたということが物凄く大きな記事で載っています。

町内会や皆さんの意識の中では、防災は、市民にとって、関心のあることとして結構重要な位置を占めていると感じています。そういう部分で条例に載せていただいてもいいと思っていますけれども、無理ですか。

○石黒座長 すみません、柴田委員のご発言からずれてしまったと思うので、戻したいと思います。

柴田委員のお話は、前文に入れるという意見が前回にあったようだが、入らなかった。しかし、第2条にあるということです。しかし、今の第2条……

○柴田委員 第2条の条文の中に、具体的な災害対策などの辺りを入れたらどうでしょうかということです。

○石黒座長 それでは、第2条の条文の一部改正をしたほうがいいのではないかとという意味でのご意見ということではよろしいですか。

池田委員からの意見についても、そういうものがあつたほうがいいのではないかとということではよろしいですか。

○池田委員 柴田委員と同じような意見で、そういう部分では具体的に載せてほしいと思っていますけれども、無理でしょうか。

○石黒座長 無理ということではなく、この会議で皆さんと検討して、こういう文言を入れて条文改正をすべきであるという提言になることはあります。

今、お二方からのお話は、第2条を改正するということですか。それとも、第2条の中ではなくどこかに入れるということですか。特に第2条にこだわっている訳ではないのですね。

○柴田委員 こだわっている訳ではないのです。

○石黒座長 第2条第2項は、まちづくりの定義として安全・安心の推進、暮らしやすいまちづくり実現のための活動の総体をまちづくりにするということで、定義に入っているのです。

したがって、それ以後に出てくるまちづくりについての記載は、安全・安心とか、暮らしやすいまちをつくるためにこういうことをしなさいという規定になっています。それだけではないのですが、防災や危機感などを端的に規定する条文を入れるといいのではないかというご指摘、ご意見だと思いますが、いかがでしょうか。

ほかの方でご意見などはございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○石黒座長 ちなみに、資料1の構成からいくと、右から二つ目の取組欄のところに入れる取組として、現在、札幌市が実施している危機管理、防災、安全・安心のまちづくりなどについて、こういう取組が必要ではないかといったご意見やお考えなどをいただければと思います。お二人だけではなく、どなたでも結構ですので、皆さんからそういったことがありましたら、ご指摘いただければと思います。

また、条文の改正や修正が必要という場合、それを実現するためにこういう点が不十分なので、条例自体を改正しなければ難しいということが割とあります。そんなところで不十分とか、問題があるとか、こういう取組もやっていかなければ駄目ではないかなど、普段の生活等の中でお気付きになっている点やお感じになられている点などはありませんか。

いろいろな災害が結構報道されて、日本全体で問題になっているところですが、安全に生活できて初めていろいろなまちづくり活動ができることが基本のところですね。

○皆川委員 皆川です。

今、安全・安心というお話が出たのですけれども、これはまちづくりにおいてとても重要なことだと思うのです。ただ、市民自治という切り口で考えたときに、その安全・安心に対して、例えば、防災についてこうしてほしいという意見や、防犯についてもこころを安全にしてほしいという意見が市民から出たときに、それを所管するセクションがどう対応したのかということをも市民自治の視点で見て、それでいいのかと判断する仕組みを条例で担保していくのが、この会議での意見の出どころだと思うのです。

ただ、市民からそういう意見が出たときに、所管するセクションにちゃんとやってくださいよということは、この条例に書き込めないと思うのです。

ですから、例えば、防災について意見が出たときに、市民自治の視点で、この条例の条

文の運用にどういふふうに当てはめるとか、そういった意見出しをしていったほうがいいのではないかと思うのです。

○石黒座長 ありがとうございます。

もう一つですが、先ほどの柴田委員と池田委員のお話は、条例に具体的に盛り込むというか、規定するべきではないかというご意見でしたけれども、自治基本条例の中に入れることを特に問題としているのですか。それとも、例えば、危機管理条例のようなものをつくって、それに備えるようにするべきということなのですか。あるいは、自治基本条例の中に入れるべきだというレベルのご主張でしょうか。

○柴田委員 最近は、いろいろな大規模災害が多いものですから、安心・安全の推進だけでなく、危機管理というか、大規模災害対策の辺りを加えたらいいのではないかと思います。

○石黒座長 ありがとうございます。

どこに、あるいはどういう文言をとという問題が出てくると思います。あるいは、皆川委員のおっしゃる形で、この会議で検討していくべきではないかというご意見もありました。

この問題について、ほかにご意見、あるいは確認なされたいということでも構いませんので、ご発言をお願いいたします。

○宮本委員 宮本です。

防災のまちづくりの視点は、私もとても重要だと思っており、第3次推進会議で話されていた防災をしっかり入れることは大事だと思っていました。そして、防災を入れて、その担い手などを考えたときに、地縁組織、町内会が大きく出てくると感じていました。しかし、第5章の中では触れられていないところかもしれませんが、この条例で、まちづくりセンターのところは読めましたが、町内会についてはあまり書かれていません。しかし、防災も同じ視点で大事だと思いますし、それに伴って、町内会の組織が防災に関わるというように、セットで大事だと思っています。

前文のみに関わる話ではないのですけれども、条例として、防災と併せて、町内会の位置付けについてしっかり入れ込むことが必要ではないかと感じています。

○石黒座長 ありがとうございます。

今、前文と第2条のところが出ましたけれども、自治基本条例の条文のどこかに入れるのがいいのかというのは、その先を見なければ必ずしも分からないところがあると思います。それから、これから各条文を見て、その下での取組等を確認していく中でどう扱うかということもあります。その中で、条例改正は必要だとか、ここにこういう種類の条文を入れる必要があるとか、あるいは、条例改正までは必要なくて、このくらいでもいいとか、別の条例をなどということは、直ちにここで結論を出すことは難しいと思います。

資料の一番右側には、今日はこういう意見があったということが入る形になるのですが、今日の条文の中以外にも、ここにもあり得るといふご意見もあれば出していただければと思います。そして、全体まで進んで、最終的に、これから先も含めてこういう条例改正が

必要ではないかという意見のリストが整理された上で、最終的にどうするかを確認していきたいと思います。

ただ、それらの意見を踏まえてこの先も検討していくことにして、条例改正が必要か、あるいはどういうことを改善すべきかという提言をすることを、最後の段階で決定する形にしたいと思いますが、いかがでしょうか。

あとは、議事録で皆さんのご発言を確認しながら、最終的な結論を出していくことにさせていただきますと思います。

今のところは、前文と第2条第2項のところに危機管理に関する文言を明記する形の改正が必要ではないかという意見が出たということと、皆川委員の意見にあった考え方も出されたということで進めていきたいと思います。

ありがとうございました。

関連することでもいいのですが、ほかの点を含めてご発言をお願いします。

○鈴木委員 今のところにも関連するかもしれませんが、防災に関しましては第3次推進会議の評価にも出ていたように、災害が一度起きると、地域社会といいますか、コミュニティに多大な影響を及ぼし、言葉がきついのですが、崩壊するところも出てきますので、防災に関することをきちんと位置付けることは重要だと思っております。

しかし、今回の自治基本条例を考えた場合に、全体を俯瞰してみると、おっしゃるように基本的な部分が条例化されているところが多いことがありますので、防災という言葉を直接使うのかどうかということについては、皆さんとの議論が少し必要と思っております。

そういったところでちょっと考えてみますと、前文には、下から7行目に「多様な人の縁」と「地域の絆」という文言がありますけれども、第2条を見ますと、座長もおっしゃっていたように、ここは市民、まちづくり、市政の定義のところがございますので、ここに関しては全体的な話ということでよろしいと思っております。

話が前後して申し訳ないのですが、先ほどの前文に「絆」という文字が出されているのですが、私がちょっと注目したのは、3ページ目の第2章「市民」の第2節、市民の責務です。

私は法律の専門家ではありませんので、法律の先生にご意見をいただきたいと思いますが、第8条の条文を見ると、「まちづくりに参加」ということで、「参加」の文字が3個記述されており、まちづくりに参加ということが条文化されています。

先ほどの防災にも関わるのですが、「自治」や「参加」までいかななくても、例えば、良好な地域社会とか、コミュニティ形成のためにともに助け合うとか、絆とか、そういう文字ではなくてもいいのですが、町内会にしても防災にしても、地域社会の中でともに助け合って、ともに協力し合いながら地域を形成していくという条項があるといいと思います。

地域課題には、防災などもそうですが、高齢化や地域の見守りなどもあります。ですから、具体的な文言をどこまで入れるかは別として、絆とか地域社会に暮らすという文言を

何かしら入れると、防災などにもつながっていくと思いました。

具体的な条項に関しては後半のほうでいろいろと出てくると思います。私はまだ不勉強で、後半にどのような条項があるかということが具体的に思いつきませんので、その辺も含めて少し検討していけばいいと思いました。

以上です。

○石黒座長 ありがとうございます。

これから各条項を検討していく中で、ここだという辺りについて、鈴木委員、あるいはほかの方から出していただければと思います。鈴木委員がおっしゃっていた、ここら辺が重要なのではないかという意見を積み重ねていって、最後の段階の条例の条文改正を提言するかどうかというところで最終確定したいと思えます。

かなり広いお話だったので、今の段階では具体的にどういう制度かとか、どういう改正とかということについてはぼわっとしたところがあると思いますが、逆に、今後の各条項にたくさん関わっていくと思えますので、そういうことを記録しておいて、意識しながら最後の段階で確認することにしたいと思えます。最後の段階ではなくても、途中の場所でも確認していきたいと思えます。ありがとうございました。

それから、先ほどの皆川委員のご発言についてですけれども、市役所の各部署の権限や役割の配置などの透明性について、市民にちゃんと伝わる形で体制を整備して、情報を出していくことがちゃんとされなければ駄目ではないかという内容でしょうか。もう少し確認しておく必要があると思うのですが、いかがですか。

○皆川委員 皆川です。

必ずしも市民へのフィードバックということではなく、私がイメージしているのは、町内会から防災に関する意見や防犯に関する意見、公助に関する意見などが市役所の組織の中に挙がっていくと思うのです。市長さんも個別に広聴でやっておられます。挙がってきたものは、所管するそれぞれのセクションで、採否を決めて対応しますね。それが市民自治の視点で正しいかとチェックされる仕組みを市民自治条例に盛り込まなければ駄目ではないかということです。防災や防犯などの市民の意見をなるべく聞いてくださいということをこの条例に盛り込もうとしても、それはうまくいかないのではないかという気がするのです。だから、現実に業務を対応するセクションの活動を市民自治の条例に照らして、それは正しいのかというチェックを誰かがしなければいけないのではないかと思うのです。

私はこれ以降の条文についても、そういう視点で発言したいと思っているのですが、そこが肝ではないかと考えています。

○石黒座長 ありがとうございました。

それは間違いなくこの会議に課せられた役割の重要な一つだと思います。そういう視点でも検討していかなければいけないと思っていますし、お気付きの点、ご意見があればお出しいただきたいと思えます。皆川委員は、特にそういう視点に重きを置いているという

ことです。ありがとうございます。

先ほども言いましたが、先に進んでから最終的に結論を出す訳ですけれども、折々のところで意識し、フィードバックしながら意見交換をしていければと思います。

関連したことでも構いませんけれども、ほかの点でもご意見がございましたらお出しいただきたいと思います。いかがでしょうか。

条文をもう少し先に進んでも、先ほどの場所での問題だったけれども、という形で意見を出してもらえればよろしいと思いますので、ひとまず、前文と第1章については区切りをつけて、次のところに行きたいと思います。

資料の3ページ目から4ページ目の第2章について、ご意見等がございましたらお出しただければと思います。いかがでしょうか。

資料の3ページの右から二つ目の欄の真ん中より下に、市民インターネットアンケートの結果が出ています。まちづくりへの関心は一定程度あるけれども、なかなか参加しにくい部分があるということですが、その理由について幾つか挙がっております。これは1ページ目にもありましたけれども、条例の認知度がなかなか高くならないというところがあります。

今までの議論の中でも、自治基本条例や市民自治と言うよりも、市民参加と言ったほうが理解されやすいのではないかという意見がありましたが、「参加」もなかなかしにくいと感じる部分があるということでした。ここは一朝一夕には変わらない部分があると思いますけれども、こういった取組も必要ではないかとか、あったらいいのではないかということなど、お気付きの点があればご発言をお願いいたします。

これについては、条例自体ではなく、取組などについても新しく採用したり、従来の取組の改善についての提言もかなりの比重を占めることとなります。

○宮本委員 言葉の意味ですけれども、もしご存じの方がいたら教えていただきたいのですが、「すべての市民は、まちづくりに参加することができる」と書かれている「参加」の意味ですけれども、自治基本条例で市民が主体であるので、私の中では参加という言葉はイコールにはなっていません。「参加」とは、用意された場に加わる、入る、協力するという言葉だと理解しています。

自治ですから、自分たちで話し合っ、自分たちで決めて、自分たちで暮らしをつくっていく、行動していくということで、主体がかなり前提になっている条例だと読んでいます。でも、ここで「参加」と使っているのはなぜですか。もし知っている方がいたら教えてください。

○石黒座長 知っている訳ではないのですが、資料の2ページですが、第1章の基本理念の第4条の一番最初に「まちづくりは、市民が主体であることを基本とする」とあります。ですから、今ご指摘のとおりで、まさにそういう条例です。

それなのに、「参加」というのは何となく変だということです。言われてみれば確かに分かる感じはするのですが、別の表現は……。

○宮本委員 私も詳しくないのですが、市民参加のはしごに段階があります。「参加」はどのような理解で使っているのでしょうか。

○鈴木委員 これは、あくまでも私としての解釈ですが、最近では、参加となるとイベントの場など、自ら出ていくという意味合いで、比較的狭い意味で取られることが多いと思います。

私はまちづくりにいろいろ関わっていますが、以前は、実際に広い意味で「参加」を結構使っていて、その場に自ら入っていくとか、主体的にこういう場に行っているいろいろな活動をしていくという意味で使われていたと思います。

言葉の解釈ではないのですが、最近では、「参加」や「参画」など、もうちょっと強い意味で使っています。それから、これは横文字ですが、「パブリック・インボルブメント」や包摂、包含など、いろいろな意味があります。おっしゃるように、最近では、まさに言葉を段階的に使っていく傾向があります。そういった意味で、市民活動やまちづくり活動も多様化してきて、いろいろな段階やレベルがあることがはっきりしてきたので、うまく使い分けようになっているということだと思います。しかし、「参加」は、かつては本当に広い意味で使われていたと私は思っています。

まちづくりという言葉も、以前は漢字を使っていました。私は大学院生のときに習いましたけれども、何だか町の「町」と商店街の「街」のまちづくりと、最近では平仮名で使うことが多いのですが、ソフト化、多様化していますので、そういった意味であえて平仮名を使うようになってきたということがあります。市民活動も高度化してきた中で、あえて使い分けようになってきたというのが実情ではないかと思っています。

○石黒座長 どうもありがとうございました。

言葉のニュアンスといいますか、ちょっと引かかる感じがあるというご指摘と受け止めてよろしいですか。

○宮本委員 事務局のほうで、この条例の話し合いで「参加」という言葉に決まった経緯みたいなものがもしあれば、後でいいので、教えていただければと思います。

○石黒座長 条例制定は何年でしたか。

○事務局（柴垣市民自治推進課長） 平成18年です。

○石黒座長 平成18年ですから、十三、四年ですね。

○事務局（植木推進係長） 条例の制定につきましては、制定前に「札幌市市民自治を進める市民会議」が開催されておりまして、その中で、こういった条例をつくれればいいのではないかと提言の報告書が出されています。今ご質問にあった「参加」という言葉そのものに対しては、報告書を見る分には、こういう意味だから「参加」なのだというような言葉的な言及はあまりないようです。ですから、「参加」という言葉については深い認識がなく、自然に受け止められていたと思われま。

○石黒座長 「参加」という言葉についての議論があった記憶はそんなになく、忘れていただけかもしれないのですが、「参加」と「協働」という言葉はよく使われていた

と思います。

経緯としては、市役所で基本的なまちづくりを大幅に担っていた時代に、市民とともにまちづくりを進めていくことに変えていく必要があるという意識があったと思います。そういう意味では、あるものに入っていくという意識はあったかもしれないのですが、一緒につくっていくという感覚は言葉として強く出ないかもしれません。かといって、ほかの言葉がうまく見つからなかった面もあると思うのですが、これはきちんとした情報に基づく話ではありません。

○宮本委員 ありがとうございます。

「参加」は第6章にも出てくるのですが、この言葉が何を意味するかが書かれていたり、分かったりすることが大事だと思っています。第6章、もしくは前回話し合われた市民参加条例みたいところで、参加とはこういうことを意味していますということが必要と感じました。それが今のところ見当たらないと思っています。

○石黒座長 今、宮本委員のお考えとして、「参加」という言葉の問題が取り上げられましたけれども、こういった内容の規定がないのは良くないのではないかとのご意見は何かございますか。

○宮本委員 良くないというよりは、「参加」は、用意された場に参加するとか協力するという行政側に立った用語であるという印象でしたので、私の中では、それがイコール主体にまちづくりをしていくことにならない言葉だと思いました。

自分自身がNPOとして市民活動をするときも、参加するという意識ではやっていなくて、自分たちで暮らしやすいまちをつくっていくための活動をする、主体でやっているという思いが強いので、そこがこの条文の「参加」という言葉から読み取れないと感じたところです。

○石黒座長 この先には、まさに市民参加によるまちづくりを実現するために必要な、さらなる具体的な条項があると思うのですが、そういった中で、必要な内容になっていないのではないかとご指摘いただければと思います。その中で、参加という表現自体が適切ではない部分が出るかもしれませんので、それぞれの場所で、折々ご指摘いただければと思います。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○池田委員 市民インターネットアンケート調査の結果が載っているのですが、「関心がある」のところは、具体的な質問ではなく、単にまちづくりに大いに参加したいという回答だけだったのでしょうか。

○事務局（植木推進係長） 3ページ目のアンケートの、関心についての質問の文言は、「あなたはまちづくり活動に関心がありますか、最も当てはまるものを一つ選んでください」という文言となっております。ですから、まちづくり活動をどう捉えるかということ、市民の皆様によって認識が異なるところがあるかもしれません。

しかし、それ以外のアンケート設問の中には、「あなたはまちづくり活動をするとした

ら、どのような活動をしてみたいですか」という設問もございまして、その例として、例えば、環境美化、ごみ拾いですとか、健康づくり、高齢者などの見守りなど、さまざまに10個以上を羅列しております。ですので、この設問を見て、まちづくりとはこういうことかと認識してご回答いただいた方がいるかもしれません。

○石黒座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○石黒座長 また後でお出しいただいても構いませんので、次に移りたいと思います。

次に、資料の4ページの第3章から第5章までのうち、一つ一つの章ごとではなく、どこからでも結構ですので、ご発言をお願いします。

○皆川委員 第4章の第13条について、先ほど資料3でご説明があったのですが、個別広聴の中で、意見、要望等の数が7,906通となっているという記載があります。

これは取組への質問ですが、7,906通のうち、採用された意見の数は把握されていますか。

○事務局(植木推進係長) 採用された意見の件数については、手持ちの資料では確認できません。

具体的に採用された取組について、市のホームページで意見がこのようになりまして公表しているのですが、件数については明確に出していないと記憶しています。こちらについては、所管しているところに確認して、改めて回答させていただきたいと思います。

○皆川委員 取組の状況を説明するに当たってここにこういう記載があるのでありますが、市民自治の推進を客観的に評価する視点ということで言うと、意見総数の集計で評価するだけでは不十分だと思います。市民自治の推進度合いを客観的に評価するためには、玉石混交もあるので、意見総数が幾らくらいあって、そのうち市政に反映された意見数はどのくらいあったのかという分類が必要だと思います。

そこまで踏み込んでデータを取っていただいて、トレンドが出てきて3年経ち、5年経ったときに、個別広聴や市長の活動について、市民自治の視点でそれはどうなのかという評価ができると思います。ですから、第13条の個別広聴については、市民の意見がこれだけ反映されましたという切り口で評価をするところまで踏み込んで、分析などをするような取組をしていただきたいと要望いたします。

○石黒座長 ありがとうございます。

後で調べて、もし数字があればということでしたけれども、逆に言うと、統計的にそこを含めて意識して作っている訳ではないということですね。

○事務局(植木推進係長) 今、こちらのほうで確認している統計書の中には、そのような意見が反映されたという内数的なものはございません。

○石黒座長 今度はきちんとそういうものをちゃんと取って行って評価していく必要があるのではないかというご意見だと思います。

数字については、パブリックコメントなどいろいろなところでよく出てくるので、ちゃんと取っておくことは大事ですけれども、そこで終わってしまうと意味がないといえますか、実効性が小さいので、もっとやらなければいけないということですね。確かにそのとおりだと思います。

その点について、ほかの方からご意見やご指摘などはございませんか。

○武岡委員 武岡です。

今のことに関連いたしまして、市長や市政に対する要望が7, 906件あったのですが、たしか以前の資料では、要望が何件とか苦情が何件というように、もうちょっと細かかったと思います。そのときは、苦情の数が結構多かった記憶があるのですが、この会議の報告書などを取りまとめるときに、そういったことも出されるかもしれませんが、往々にして苦情などの数はあまり出されない傾向があると思います。

私は、苦情は気にする必要はないと思っています。民間企業などでもそうですが、実は苦情は大きな宝の山といえますか、市民からすると、わざわざ労力を使って市政に物を申している訳で、きっとそれは参加という広い意味で捉えてもいいくらいに思っているのです。そこには、アイデアや参考にするべきところが含まれると思っていますので、数だけではなく、内容をしっかり把握して、市政の改善につなげていただきたいと思っています。

以上です。

○石黒座長 ありがとうございます。

ここには意見要望等が書かれていて、苦情などが数字としては入っていないということですね。

○武岡委員 はい。

○事務局（植木推進係長） 今の数字の内訳ですけれども、第3回市民自治推進会議の資料1でお配りしたものに内訳を載せてございます。あくまで内訳だけで、中身までは出ていないのですが、この7, 906件のうち、苦情が1, 103件で、要望が5, 642件でございます。

○石黒座長 ありがとうございます。

第3回の資料に、もう少し細かく分けたものが出ているということです。

今の点に関連して、ほかの方からご意見やご指摘などがございましたらご発言をお願いします。

市長の役割と責務について、今日のところではないと思いますが、例えば、オンブズマンなどにはまさに苦情などが結構行っていると思います。これは第20条になりますが、オンブズマンのところでは、たしか統計や資料などを発表されていますね。それは、今の資料3に書かれているものとはまた別の数字になっているということですか。

○事務局（植木推進係長） オンブズマンのほうは含んでおりません。

○石黒座長 ちなみに、オンブズマンや広報広聴以外にもそういうルートはあるのでしょうか。つまり、この数字に入ってきていないけれども、そちらのほうに出ているものがあ

って別の数字がほかにあるということはないのですか。

各部署に行くものもあるのですよね。

○事務局（植木推進係長） ここに挙げたのは、個別広聴による市民の声の内訳ということで、札幌市のホームページで公表している内訳の数字を引用しているもので、オンブズマンなどのものはまた別に整理しております。

それ以外の数字的なもので、どういうものがあるかという部分につきましては、この場でこういったものがあると即答できないのですが、今回の意見を受けて、市民からの声などにどういう種類のものがあるか確認して、次回以降にご報告させていただきたいと思えます。

○石黒座長 ありがとうございます。

今の点に関連したことでもいいですし、そのほかの点についても結構ですので、ご意見をいただければと思います。

○皆川委員 それでは、第5章の行政評価についてです。

以前の会合で、行政評価の中身に市民自治の視点が盛り込まれている案件がありますという説明を受けた記憶があるのですが、評価項目として、市民自治条例の精神にかなう、かなわないという項目をぜひ付加して行政評価をしてほしいと思えます。それは、所管部が行う1次の評価と行政評価委員会が行う2次の評価の両方とも、まず、所管部であなたのやった仕事は市民自治の視点でどういう点を評価しますかということ聞いて、それを行政評価委員会に評価させる項目を、ぜひ行政評価の項目に付加していただきたいと思えます。これも要望です。

○石黒座長 ありがとうございます。

行政評価が行われていて、その中に市民自治の実現、推進の観点での評価も入れるべきではないかということです。

事務局サイドから見た場合、そちらの部署とこちらの部署のそれぞれの担当があるので、行政評価からすると、それはあんたらの部署でやるものではないかという感じにはならないのですか。何でもかんでも行政評価に持ってくるんじゃないよというふうにはならないのですか。

○事務局（植木推進係長） 自治基本条例の視点での行政評価の項目ということだと思います。

行政評価そのものは、私ども市民文化局で直接行っていませんが、所管部の自己チェックにはなるのですが、行政評価の中に市民参加の実施についての項目を入れたときは、私どもと行政評価の所管部局で調整を図って、こういった項目を追加したということ聞いております。

仮に行政評価のシステム自体をどのようにしていくかという話になって、そこに自治基本条例があったとすれば、私どもと行政評価担当部局とで調整を行いつつ進めることになると思えます。

○石黒座長 行政評価のところにも、今の皆川委員の質疑のようなことがあったほうがいいのではないかと私は前から思っていたのですが、難しいと勝手に思っていました。

○皆川委員 今、石黒座長がおっしゃった、おまえのところではやれよという議論が内部であるのであれば、それもオープンにしていいただければと思います。

○石黒座長 ありがとうございます。

今、事務局から説明があった形ですとなれば、取り組んでいくことになるというお話だと思います。

ただ、この会議の場でこういう形での検討と、行政評価の外部委員の入ったところでの検討と、両方でやってもいいのではないかとすることはあるかもしれませんが、役割分担などいろいろとあるかもしれません。しかし、行政評価の中の重要な要素、項目ではないでしょうかというご指摘については、私もそうだと思います。

皆さんに確認しますけれども、ここでいろいろな意見が出て、最後に提言書を出すときに、こういう意見もありました、こういう意見もありましたという形でもいいのですか。それとも、この会議として、行政評価の項目に入れるべきだという感じにするのですか。

そうなれば、正面からこういうふうにするべきだという提言になるのですけれども、全員の合意としての提言の部分と、委員の中からこういう意見があったし、こういう意見も出ていたということ盛り込んだ提言の形でも大丈夫でしょうか。

○事務局（植木推進係長） 報告書のまとめ方につきましては、必ずこうなさいということは事務局ではいたしません。例えば、委員の皆様の提言としてこういったことを出したいということで皆様から合意いただければ、幾つかの形にできると思います。

○石黒座長 ありがとうございます。

いろいろな意見があって、皆さんが一致するものもあれば、違う意見が出る場合もありますが、最終的にいろいろ出た意見をどう扱うかというところは、提言書をまとめる時の話になりますか。

今の点について、ほかのご意見などはありますか。今、ストップをかける発言をしたと取られたかもしれませんが、私自身もそういうことはあったほうがいいと思っておりまして、できるかどうかをお聞きしたのです。

今の時点で、この点についてはほかの方からのご意見はないということでよろしいでしょうか。または、ほかの点に関連していかがでしょうか。

○武岡委員 武岡です。

一番初めの前文とか第1章に関わるところで聞き漏らしてしまったので、教えていただきたいのですが、前回の平成28年の第3次推進会議の評価結果において、条例の認知度が依然として低いとか、市民へ十分に浸透していないということは既に書かれていた訳です。その右側の欄の主な取組というところが空欄になっているのですけれども、これでは、この間は何もされていなかったと取れてしまいます。

○事務局（植木推進係長） 今のご指摘の部分でございますが、条例の周知効果を高める

方法を検討していくべきというものや、市民が市政参加やまちづくりに関心を持ち、より多くの市民が参加するための周知も必要だといった提言をいただいているところでございます。

私どもとしては、これまでパンフレットの配架といった取組は行っていたのですが、ご指摘のとおり、こういった提言を受けて新たにこういうことを始めたという、特筆すべき取組を行うことができていなかったことは事実だと認識しております。

○武岡委員 第3次推進会議のときと比べて世間の流れというか、社会の動きが変わってきたとすごく思っていることが一つあります。

突飛なことを申し上げるようですが、LGBTの人たちに対する世間の認知がすごく急速に広がっていると思うのです。札幌市でも、パートナーシップ宣誓制度を全国の中でも早めに作って運用しておられますね。既に8月に100件以上利用されたということを知り、新聞で見ました。

前文に、先ほど鈴木委員がおっしゃった「多様な人の縁」ですが、「多様」と書いてあるので、この多様性を認めていこうという流れがすごくできてきているように思うのです。ですので、そういったことを少し盛り込める余地はないものかと考えておりました。

○石黒座長 ありがとうございます。

実際にはいろいろとやっているけれども、ここに入っていない取組もあるのかもしれないですね。

この資料を作るときに、全部を盛り込むのは難しいということで選別している訳ではないのですね。

○事務局（植木推進係長） 札幌市の取組については、必ずしも細かいところまで全ては載せていないと思います。第3次市民推進会議の評価の部分につきましては、基本的には報告書に掲載していた各項目について、丸ごとコピーしてしまうと長くなってしまいますので、抜粋している部分はあるのですが、項目としてはそれぞれの評価や条例の指摘等、出されたものは載せております。

○石黒座長 今、武岡委員がご指摘のところは、条例の具体的な条文にぱっと対応する形ではないかもしれませんが、逆に、そういう動きを進めていくというか、市民の理解を広げていく面もあると思うので、まさに前文にある理念を実現するために、全国より早めにそういう制度を採用して進めてきているということは挙げたほうが良いと思います。

こういう取組もやるべきだということも提言でありますけれども、実際にやっている取組がこれに当てはまるのではないかという意見が出たら、提言書には、こういう取組をやっているということを挙げて、改善すべきとか、さらに進めるべきという意見が出される形になりますね。

○事務局（植木推進係長） 今回は、条例だけではなく、札幌市の施策の評価もありますので、そういったものを報告書に挙げる際に、第3次推進会議でも札幌市ではこういう取

組をやっているということを挙げておりましたので、構成上、こういう取組もやっているので載せるべきなどといったお話はあると思います。

○石黒座長　そういうことで、今日でなくてもいいのですけれども、今、武岡委員から挙げられたことのほかにも取り組んでいることに対しての評価があれば、もっと進めるべきだとか、足りないのではないかという意見を出していただければ、皆さんの意見を踏まえて提言書に盛り込んでいくことになると思いますので、お願いします。

○皆川委員　今、多様性のお話があったのですけれども、非常に大事なことだと認識しているという前提でお聞きいただきたいのですが、LGBTを含む多様性の問題は、市民自治の範疇を超えるもっと大きなものだと思います。ですから、この市民自治の条例にあえてそこを書き込むのは、私は反対です。

○石黒座長　条例に書き込むということは、その条例の条文の中にあるということですか。

○皆川委員　はい。

○石黒座長　武岡委員がおっしゃったのは、そこまでの話ではないのですね。

　そういうことも入っているのですか。

○武岡委員　検討してもいいのではないかということです。

○石黒座長　そういう意見と皆川委員からいただいた意見もありますが、私が言ったのは、取組として取り上げて、それに対する評価も入れるといいのではないかという趣旨であります。これは意見が3段階に分かれることになるかもしれません。

　この後、先に進めたところでまた意見を出していただきたいと思います。

○武岡委員　あくまでも問題提起といいますか、議論の俎上に上がるのであればということで申し上げました。

○石黒座長　ありがとうございます。

○宮本委員　ちょっと違う視点の意見ですけれども、第1章で、周知の方法や周知の効果を高める必要があるのではないかということが第3次推進会議でも話し合われていたり、アンケート結果でも「知らない」が7割と出ていたりするのですが、私自身、条例を知っているかどうかというのはあまり大きな問題ではないと考えています。条例の名前や内容を知っている数字としては理解できますけれども、市民側にとっては、自分の意見を聞いてくれるところがあるか、欲しい情報が提供されているか、参加の選択肢がいろいろあることが身近に感じられる、活動がしやすいとか、参加しやすい環境かどうかということから初めて、条例があるというふうに、現場から上がって条例のことを知るといえることが多いと思っています。

　ですから、周知よりも活動がしやすい環境になっているとか、参加しやすい制度が整っているかということのほうが大事だと思っています。

　ただ、それは、後半の第6章にも入ってくるかもしれないですが、どんな参加の種類があるのか、機会があるのか、接点があるのかということは、自治基本条例では網羅されていないというか、細かく書かれていないと捉えています。

そういう意味で、また前回の話になってしまうのですけれども、参加の仕方が具体的に書かれている参加条例のようなものが必要ではないかと、ここの条文を読んでいて感じました。

○石黒座長 ありがとうございます。

先ほど、資料の3ページの取組の下に、「まちづくり活動に参加しにくいと感じている理由」などが書いてありますが、今お話があったように、第6章で特に中心になってくることだと思いますので、そちらでもご意見を出していただければと思います。

○武岡委員 第3章のところです。議会基本条例が別にできているようですので自治基本条例のほうでどこまで言うべきなのかという兼ね合いが難しいと思うのですけれども、一つ突っ込ませていただきますと、主な取組のところに「政務活動費に係る領収書等の全面公開」と書いてあります。ただ、これについては、課題があると思っております。今、ほかの自治体では、領収書をどんどんネットで公開しています。しかし、札幌市議会は、まだそこができていないということですので、こういうふうに全面公開していますとただ聞くと、頑張っているのだなと思われてしまう可能性があるのでは、けちをつけるようで恐縮ですが、ここは書き方をもう少し考えていただければと思います。

○石黒座長 ありがとうございます。

議会の取組なので、扱いが難しいというか、これだと誤解を与える表現になっているのではないかとご指摘です。これは、提言書の資料に取組一覧などを書くときに考えなければいけないと思いました。ありがとうございます。

まだいろいろご意見などがあると思いますけれども、予定時間を過ぎていたので、最初に言いましたように、今日扱った部分を最初に確認して、残っている部分については意見があれば出していただき、先ほどの工程表の5回目に入っていくことにしたいと思います。

議事録を皆さんにご確認いただくことになると思いますし、次回は、今日議論した部分が右端の欄に入る資料が出てくるのですね。

○事務局（植木推進係長） はい。

○石黒座長 それも踏まえて、次回にご意見があれば出していただきたいと思います。

これは、今日で終わったという訳ではなくて、ご意見がある方は次回もまた出していただければと思います。

それでは、第1章から第5章までの今日の検討はここまでとさせていただきたいと思います。

続きまして、最初にお話がありました議事（2）の令和2年度市民自治を考える市民ワークショップのテーマに進みます。

これについて、事務局からお願いいたします。

○事務局（植木推進係長） それでは、資料4の市民自治を考える市民ワークショップのテーマについてご覧ください。

この資料の内容は、6月に開催した第2回会議のときにお配りした資料と全く同じものでございます。

自治基本条例第31条において、「市は市民自治によるまちづくりに関する施策又は制度がこの条例の趣旨に沿って整備され、又は運用されているかどうかを評価し、必要な見直しを行うための仕組みを整備しなければならない」とされており、その評価に当たっては、市民の皆さんの意見が適切に反映されるよう努めなければならないと規定しています。

この評価の仕組みの一つとして、札幌市では、市民自治に関するテーマについて、広く市民意見を伺う機会を設けるために、毎年1回、市民の方が参加するワークショップを開催しております。

今年度については、新型コロナウイルス感染防止の関係がありまして、必ず開催できると決定している訳ではないのですが、仮に開催することになった場合は、年明けの令和3年2月下旬頃を想定しております。

ワークショップで市民に討論していただくに当たり、今年度はどのようなテーマを設定するか、委員の皆様からご意見をいただくことができると考えました。

資料2には過去のテーマを一覧に記載しておりますので、こちらもお覧いただきながらご意見をいただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○石黒座長 今、資料4についてご説明がありました。

皆さんからテーマについてご意見などがございましたら、ご発言いただければと思います。

○皆川委員 皆川です。

勉強不足で申し訳ないのですが、ワークショップの規模、人数や回数などについて教えてください。

○事務局（植木推進係長） 回数については半日程度で終わります。人数については、おむね30名弱の規模でございます。

○皆川委員 30名の選考方法について教えてください。

○事務局（植木推進係長） 札幌市内に住民登録されている皆様から無作為に抽出した、2,000人くらいに案内を送付して、参加を希望された方の中から会場収容人数などを考慮して、抽選で決定しております。

○石黒座長 ほかにご質問、ご確認されたい点などがございましたらお願いいたします。

○池田委員 先ほども質問したのですが、資料1のアンケート結果で、まちづくり活動に関心があるという部分について、その中で一番多く関心がある部分をワークショップに持っていくのはいかがでしょうか。

○事務局（植木推進係長） まちづくり活動で言いますと、「どのような活動をしてみたいですか」という質問に対して一番多いのは、環境美化となっておりまして、次点以降が子育て関係や健康づくりなどが上位の三つに入っております。

○池田委員 そういう点を含めて、30名程度で開催できるように、まちづくりセンター

の活動の仕方などの部分で子育てサロンをしようとか、健康の体操教室をしようとか、次々にいろいろな町内会まで波及していきけるテーマを決めてほしいと思います。

○石黒座長 多くの町内会に波及していくテーマを選んだほうがいいのではないかとことです。その一つとして、アンケート結果から、関心がある上位のテーマを取り上げて開催すればいいのではないかとことです。

まちづくりセンターの活動の仕方というのは、その町内会に広がっていく面を考えてということがあるのですか。

○池田委員 はい。

○石黒座長 今、池田委員から意見をいただきましたけれども、ほかの方で、こういうテーマがいいのではないかとのご意見がありましたらお願いします。

○鈴木委員 先ほどから、市民参加ということでいろいろと議論されていますけれども、まさしく宮本委員がおっしゃるように、今の狭い意味で考えた場合は、参加は第一歩といえますか、基本的なところにあると思います。

そういった中で、参加促進まで言っているのかどうかは分かりませんが、参加促進のための、例えば、参加しやすい参加の形やきっかけなど、多様な方が集まっている中でワークショップですので、それぞれから出していただいたアイデアを一つにまとめるということではなく、いろいろな意見があってもいいと思います。

そういった中で、アンケートという形ではいろいろとされていると思うのですが、そういう分野だけでなく、何かきっかけとなるような場や、こういう場だったら参加しやすいとか、きっかけになりやすいといったことを聞いていくワークショップがあってもいいのではないかと思います。

これまでも比較的広いものがテーマになっていて、ワークショップの中ではいろいろと項目を立てて具体的に行っていると思うのですが、参加しやすいといった辺りに少し注目したテーマでやってみると面白いのではないかと思います。

それから、ちょっと突飛な意見かもしれませんが、先ほどから出ているように、防災や災害に対するということで、いろいろとキーワードが出ていたと思います。防災をテーマにするということではなく、防災や災害をきっかけとして、地域の市民自治や参加について考えていくということもあると思います。皆さんが関心のある防災について、市民自治の視点で皆さんから意見を聞いていくことも面白いのではないかと思います。

以上です。

○石黒座長 ありがとうございます。

ほかにアイデアはありませんか。

○宮本委員 私も、今回の第4期のテーマを考えたときに、市民参加条例をどうするかという話の一つの大きなポイントだったと感じています。

前は、それが新聞に載って、市民の方が見られて、今、市民参加についてこういうふうに話し合われているのねと関心が高まっていると感じていました。ですので、もしかし

たら前回の続きになるかもしれませんが、私も市民参加とは一体どういうことなのかという話をする場がいいかなと感じています。そして、その報告をぜひお聞きしたいのです。この場で、また春に話し合う際に、そこで話し合われた市民参加ということを皆さんがどう考えているかという報告を聞いて、この場としても継続したいと感じました。

ただ、切り口としては、もっと話をしやすい問いの設定だったり、場をつくるということだったりが必要だと感じます。

○石黒座長 ありがとうございます。

○池田委員 これは私の意見ですけれども、防災関係で言うと、札幌は冬に雪が降るので、冬の防災をどうするかというテーマにすると、札幌らしくて面白い、参加しやすいのかなと思います。

○石黒座長 ありがとうございます。

このテーマについては、ここで決定する訳ではないのですね。

○事務局（植木推進係長） はい。

○石黒座長 意見をいただいて、それに基づいてテーマを考えて決めるので、意見があれば出していただきたいということですね。もちろん、みんなが一致してこれだということになれば、それで決まるかと思いますが、共通項的なもので考えていくことになると思います。

○宮本委員 このテーマはどこで決定されるのですか。

○事務局（植木推進係長） このテーマにつきましては、私ども市民自治推進室を所管している市民文化局で決定いたします。

○武岡委員 今、菅総理が自助、共助、公助を盛んに言っておられますので、市民の皆さんも耳にしていると思うのです。そこから、では自助だったら何ができるのか、共助だったら誰とどんなことをやるのか、公助、札幌市や道、国でなければできないことは何かということを具体的に考えていただくといいと思いました。

○石黒座長 タイムリーなことですね。近年もずっと言われていますね。

関連したことや、そのほかのことについてご提案などがありましたら発言していただければと思います。

○柴田委員 参加の問題については何回も取り上げられています。

今回、私が考えるのは、平成29年にこれからの町内会をみんなで考えるというテーマでワークショップを開いているようすけれども、最近の町内会は、戸建てが非常に少なくなってきた、マンション化してきています。そうすると、昔で言う向こう三軒両隣という自助、共助の能力がほとんどゼロに近くなっていると思います。隣の人まで分からない状態の社会情勢ですので、町内会の将来展望、希望も含めてというところでやってみたらどうかと思っております。

○石黒座長 確かに、生活基盤というか状況が大きく変化してきていますね。非常に重要な指摘だと思います。

いろいろと出たので、それを踏まえて検討していただくということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○事務局(植木推進係長) 貴重なご意見をありがとうございます。

先ほど述べたように、私どものほうでも実施できるかどうかということはあるのですが、今後、スケジュールを進めていくに当たりましては、いただいたご意見などを踏まえつつ、場合によっては、次回の会議で私どもの状況の報告などをして、お話しなどもさせていただきたいと思います。

○石黒座長 ありがとうございます。

これもいいのではないかとということが後から出てきたら、伝えていただければ、それも含めて考えていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、時間になりましたので、第4回会議を閉会したいと思います。

先ほどもお話ししましたように、次回は、自治基本条例の第6章について意見をいただきたいと思っておりますけれども、今日の部分もまだ尽きていないところがあるかもしれませんので、それも含めてご意見があれば出していただきたいと思います。

○宮本委員 ご相談というか、提案をさせていただきたいのですけれども、私は、この会議は2時間では足りないと感じています。第1章から第5章まで話し合うには、まず理解をしなければいけないし、視点を知った上で意見を言うには、私自身、2時間では足りないということと、勉強が足りないということもあります。

今回は、その準備をしていく中で、調べても分からないことがありました。それから、委員の皆さんは、それぞれどんな視点からここで意見を言おうとしているのかということも、議事が始まってから知ることだと、とても追いつかないと思っていました。

また、一人一人の意見を言うことはできるけれども、まとめて何か提言する、ここの総意としてこういうものがありましたということ言うにしても、2時間では足りないと感じています。一人一人が意見を言って終わってもいいかもしれないのですが、決めていくというプロセスに強い力を持たせるには、ここの皆さん全員がそう思っているというものが一つでもあるほうが力強い意見になるのではないかと考えると、ちょっと足りなさを感じています。

今日、私は50分くらい前に来て、ほかの委員の方々とお話をしていたのですが、その2時間とは別に、その前の時間でも、別の機会でもいいので、ちょっと準備をしたり、皆さんと話ができたりする時間があると、私はすごくうれしく思います。

もちろん全員とは言えませんが、次回は、1時間前に来られる方に来ていただいて、事務局の方もどなたか1人についていただいて、言葉の意味や、2時間をスタートするに当たって、どんな視点で臨めばいいかということを整えられたらと思いました。いかがでしょうか。

○石黒座長 今、資料を勉強できるように早めというお話がありました。さらに、その

場で少しフリートーキングのような形ができたらいというお話ですね。

これは、そのときに来られている方々がいいということであればいいと思います。それは可能な状態だと思いますが、そういうことではなくて、公式ではないが、半公式にできるかということでしょうか。

○宮本委員 来られる方がいらっしゃれるのであれば、ぜひ来ていただいて、お話をお聞きしたいということと、条文の意味になると事務局の方にお話を聞きたいことがあるので、来られる方がいれば、一緒に準備をしたり、学び合ったりすることができる時間が1時間ほど取れればと思いました。

○石黒座長 事務局の誰かに来ていただいて、そういう質問があったらできる範囲で対応するという事は可能でしょうか。

○事務局（柴垣市民自治推進課長） できましたら、事前にこの条文についての文言の意味を教えてほしいという連絡をいただくと助かります。

○石黒座長 疑問などを先に出していただければ、当日に少し早めに来て説明ができるということですか。

○事務局（柴垣市民自治推進課長） できる限り事前にご返答していきたいと思います。

ここは、あくまでも非公式の形になりますので、会場の管理という意味で職員が1人つくのですけれども、おっしゃっている内容について責任を持ってお答えできる立場ではないので、その辺はちょっと難しいと思っています。

○石黒座長 質問等を事前に出していただければ、そこで対応していきますということで、できるだけ対応していただきたいということです。また、早めに来て、ほかに来られている方といろいろとお話しするのは、来ているメンバー同士がいいということであれば問題はないということです。

次に、先ほどご提案いただいた工程表の確認をいただきましたけれども、時間が足りないということであれば、回数を固定している訳ではないので、例えば、今回は5回目で、その次の6回目で第8章まで進めることになっていきますけれども、まだ足りませんということになったら、回数を増やすことはいかがでしょうかということをお話しすることは可能だと思います。ですので、ご意見がある、あるいはどなたかのご意見についていろいろと聞きたいとか質問したいということで、時間が足りないようであれば、今言ったように、皆さんにお話しすることになりますけれども、回数を増やす形は可能です。そのようなことで、公式的な議論の場が足りなければ、増やすことは可能です。それから、非公式と言うのかどうか分かりませんが、フリートーキングは先ほど言った形でやっていただくことは構わないということです。事務局に聞きたいことがあれば、事前に質問していただきたいということです。

今日のところは、そういうことでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○石黒座長 そういうことでお願いします。

ほかにご質問などはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

3. その他

○石黒座長 最後に、事務局から連絡等がございましたらお願いいたします。

○事務局（柴垣市民自治推進課長） 事務局から事務連絡でございます。

次回については、12月中旬から来年1月上旬を目途に開催したいと考えております。また、本日の会議の中でご要望がございました資料につきましては、次回までにご用意したいと考えております。

後日、別途、担当から日程調整のご連絡を差し上げますので、ご多忙のところを申し訳ございませんが、どうぞよろしくお願いいたします。

また、第5回目の会議に際し、事務局で調べてほしいことなどがありましたら、随時ご連絡いただければ対応したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本日は、どうもありがとうございました。

4. 閉 会

○石黒座長 これで、第4回市民自治推進会議を閉会させていただきます。

お疲れさまでした。

以 上